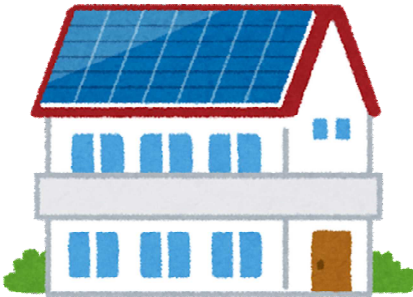


令和5年度 ゼロカーボントウン推進加速化補助金

本町では、令和4年度に策定した「北広島町地球温暖化対策実行計画～北広島町ゼロカーボントウン推進計画～」を推進するため、**地球温暖化を引き起こす二酸化炭素排出量を削減すること**を目的として、町民のみなさんや町内の事業者を対象に、太陽光発電設備や蓄電池の導入、省エネ機器（高効率な給湯、空調、照明）の設置等を支援します。

【補助例】(対象となる事業は裏面をごらんください。)

【太陽光発電システム】



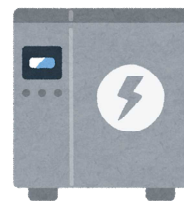
補助額：5～7万円/kW
上 限：70～1000万円/件



セットで導入可！（単体導入は不可）

【蓄電池】

補助額：蓄電池の1/3
上 限：25～300万円/件



【エコカー】

- ・電気自動車、
- ・プラグインハイブリッド自動車

補助額：定額



事業のおもな要件

- (1) 二酸化炭素の排出の削減に効果がある事業であること。
- (2) 整備する設備は商用化され、導入実績があるもの。また、中古設備は交付対象外とします。
- (3) 事業全体の費用効果が25万円/t-CO₂を超える部分は、交付対象事業費から除外します。
- (4) 施工は専門業者のみが行うこととし、DIY施工等は対象外とします。
- (5) 補助対象設備ごとに、別途要件があります。

※交付決定前にすでに設備を導入された場合は、補助の対象外です。

補助対象(申請者)のおもな要件

- (1) 北広島町に住民票がある個人又は町内に事業所をもつ事業者で、居住する住宅や使用している事業所、もしくは同一敷地内の建物（土地）に設置すること。（リース設置可）
- (2) 申請者及び使用者（リース相手方）が町税その他町の徴収金の滞納がないこと

申請受付期間・募集要領及び申請書の入手方法

受付期間延長

令和5年6月5日(月) ～ 令和5年12月28日(木)

※募集要領及び申請書は、北広島町ホームページからダウンロードしてください。

※申請書は郵送（書留等）、持参又は電子メールにより提出してください。

※先着順で順次採択を行います。交付決定前に、導入しないようご注意ください。

※募集期間内でも予算額に達した時点で受付を終了することがあります。



問合せ・申請窓口

北広島町環境生活課 環境管理係 ※窓口相談の際は事前にご連絡ください。
〒731-1595 北広島町有田1234番地
Tel.050-5812-1861 Eメール:zero@town.kitahiroshima.lg.jp

補助対象設備	個人設置	事業者設置
太陽光発電設備 (自家消費型)	住宅(新築・既存住宅) 補助額 7万円/kW ※パネル容量とパワーコンディショナ容量のどちらか小さい値 上限 70万円/件	事業所(新築・既存事業所) 補助額 5万円/kW ※パネル容量とパワーコンディショナ容量のどちらか小さい値 上限 1000万円/件
蓄電池設備	住宅(新築・既存住宅) 補助率 蓄電池の1/3 上 限 25万円/件 4,800Ah・セル未満:15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3 ※太陽光発電設備と同時導入	事業所(新築・既存事業所) 補助率 蓄電池の1/3 上 限 300万円/件 4,800Ah・セル以上:19万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3 ※太陽光発電設備と同時導入
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	補助額 蓄電容量×1/2×4万円/kWh 上 限 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(CEV補助金)」の銘柄ごとの補助金交付額 ※太陽光発電設備と同時導入	
充放電設備	補助率 1/2 上 限 40万円/件 ※太陽光発電設備及び電気自動車等と同時導入	
太陽熱給湯設備	補助率 2/3 上 限 30万円/件 (事業所の上限なし)	
木質バイオマス熱利用設備	補助率 2/3 上 限 50万円/件 (事業所の上限なし)	
高効率空調機器	補助率 1/2 上 限 10万円/件	補助率 1/2 上 限 40万円/件
高効率給湯機器	補助率 1/2 上 限 50万円/件	補助率 1/2 上 限 50万円/件
高効率照明機器	—	補助率 1/2 上 限 50万円/件
コージェネレーション設備	補助率 1/2 上 限 50万円/件 (事業所の上限なし)	
既存住宅断熱改修	補助率 1/3 高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア) 上 限 戸建住宅1戸あたり120万円、 集合住宅1戸ごと15万円	—
新築 ZEH	補助額 55万円/戸	—

よくある質問

Q1. 町内でお願いできる事業者はどこですか？

A1. 北広島町商工会で町内の工事が可能な事業者をリスト化して公表していますので参考にしてください。
なお、この届出事業者以外の事業者を選定して事業を行うこともできます。

Q2. 別荘に設備を導入しようと思いますが補助金を申請することができますか？

Q2. 住民票を置いて居住していることが条件になりますので、別荘は補助金対象外です。ただし、別荘を活用して賃貸業、宿泊業等を行っている場合は、事業者として補助金を申請することは可能です。

Q3. 事業を実施した後、何かすることがありますか？

Q3. 補助金で導入した設備は、法定耐用年数が定められているので処分に制限があります。
また、設備によっては複数年実績等の報告(モニタリング)の必要があります。